

健全育成ハンドブック 2026年度

中高生用



全少協ホームページ

あなたの 明日のために

もう一度
考えよう！



少年サポートくん

発行／公益社団法人 全国少年警察ボランティア協会
協力／警察庁生活安全局 人身安全・少年課

本誌は、宝くじの社会貢献広報事業として助成を受け作成されたものです。



●これは犯罪です！

ページ

①万引きは、「窃盗罪」です	2
②「闇バイト」は犯罪	3
③放置自転車でも人の物（保護者の方へ）	4
④暴力はやめよう！刃物は持ち歩かない	5
⑤公共物へのいたずらは犯罪（保護者の方へ）	6
⑥身を破滅させる大麻・覚せい剤等の乱用	7
⑦バイクの運転は、運転免許を取ってから	11
⑧自転車安全利用五則を守って安全運転	12
（保護者の方へ）	13

●危険なネットワーク（スマホとインターネット）

①「賢いネットの使い方」が大切な時代です！	14
②ネットいじめ	16
③ルールづくりのために1（使いすぎないために）	17
④ルールづくりのために2（トラブル回避のために）	18
（保護者の方へ）	19

●自分の身体を大切に

①飲酒・喫煙／成長を妨げる	20
②家出をしようか迷っているあなたへ	22
③自殺／かけがえのない生命（保護者の方へ）	23
④「性」の被害に遭わないために	25

●人の心を深く傷つける「いじめ」

「いじめ」はしない！させない！許さない！	27
（保護者の方へ）	28

●こんな行動は危険がいっぱい

①盛り場・歓楽街の立ち入りには注意しよう	29
②「学校をサボりたい」と思ったら	31
③有害な雑誌、コミック、ネットサイトなどはない	32

●住みよい社会のために

あなたも社会の一員です	33
-------------	----

◆保護者の方へ	34
◆少年を暴力団から守りましょう	35
◆少年の非行を防止し、犯罪被害から守る取り組み	36
◆問合せ・相談窓口	36
◆全国の主なヤングテレホンコーナー	37



少年サポートくん

公益社団法人 全国少年警察ボランティア協会

「少年サポートくん」は、赤い耳と鼻、大きな目でいつも少年たちの行動や情報、そして非行の芽となる環境を素早くキャッチ。必要とあればどこにでもすぐ出かけ、少年たちを非行から守ることはもちろん、非行からの立ち直りをサポートします。胸の大きなVのマークはボランティア Volunteer の頭文字と、非行にはぜったい負けない少年たちの勝利 Victory のサインです。

〒102-0093 東京都千代田区平河町1-8-2 山京半蔵門パレス303号
TEL : 03(3239)4970 FAX : 03(3556)1133 <https://zensyokyo.or.jp/>

このハンドブックを 手にされた皆さまへ



中学生・高校生は、子供から大人へ成長していく途中^{とちゅう}の大切な時期です。男子も女子も、身体の大きさではお父さんやお母さんに追いつき、追い越^こすほどに成長します。

しかし、心の成長については、まだ少しずつ大人に近づこうとしている段階です。社会人への階段を一步一步のぼるために、少しずつ大人らしい良識を身につけ、社会の一員として自覚を持つ必要があります。

このハンドブックは、皆さんに注意してもらいたいことや、社会のルールを守ることの大切さをもう一度よく考えて、再認識してもらうために作成したものです。

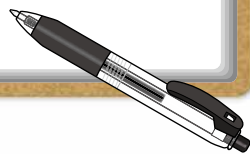
皆さんの中には、こんなことは前から知っているという人もいるかもしれませんが、大切なのはそれを実行することです。

このハンドブックを読み、もう一度自分の行動について考えてみましょう。また、家の人と読みながら話し合うのも良いでしょう。

—あなたの明日のために、今できること

もっと素敵な明日にするために—

このハンドブックは、中高生のために作られたものですが、保護者の方や学校の先生方もお読みいただき、ぜひ活用していただきたいと思います。



1万引きは、「窃盗罪」です

誘いを断る勇気が大事



万引きは、日常的に耳にする言葉ですが、代金を払わずに商品を持ち出す犯罪行為です。法律では窃盗罪にあたり、10年以下の懲役または50万円以下の罰金が科せられます。さらに、万引きされたものだと知りながら、もらう・買う、ネットオークションやフリマアプリで売る行為も、犯罪にあたります。

万引きの理由として、「欲しいから盗んだ」「盗られたから取り返した」を挙げる人がいますが、これは自己中心的な考えで、被害店舗や被害者に大変な迷惑をかけることになります。また、万引きを繰り返していると、ルールを守る意識が低下し、万引きが常習化したり、他の犯罪につながったりする危険があります。

もし、万引きに誘われたら強い意思（こころ）で断る勇気が大切です。それでも断れないときは、家族や先生など信頼できる人に相談しましょう。

2「闇^{やみ}バイト」は犯罪



「闇バイト」に応募すれば、特殊詐欺や強盗等の重大な犯罪に加担してしまうことになります。

たった一度でも犯罪行為に加担すれば、犯行グループから抜け出せなくなります。

犯行グループは入手した個人情報に基づき脅しを掛けてくるので、警察に検挙されるまで犯罪行為を辞められません。少年であっても、このような犯罪に加われば、必ず捕まります。そして、厳しく処罰されます。「怪しい」「まずい」と思ったら、すぐに周りの大人や警察に相談してください。

応募するか迷った場合はもちろん、応募後であっても、「闇バイト」であると気付いた時点で、1人で悩まず、すぐに周囲に相談してください。犯行を指示している人に住所や名前を知られていても、警察は皆さんや皆さんの家族を絶対を守ります。

SNS等で募集される「闇バイト」募集広告の特徴

- 他の業務では考えられないような高額な報酬を提示
- 業務内容が不明確
- 募集内容から要求される資格や経験が不問

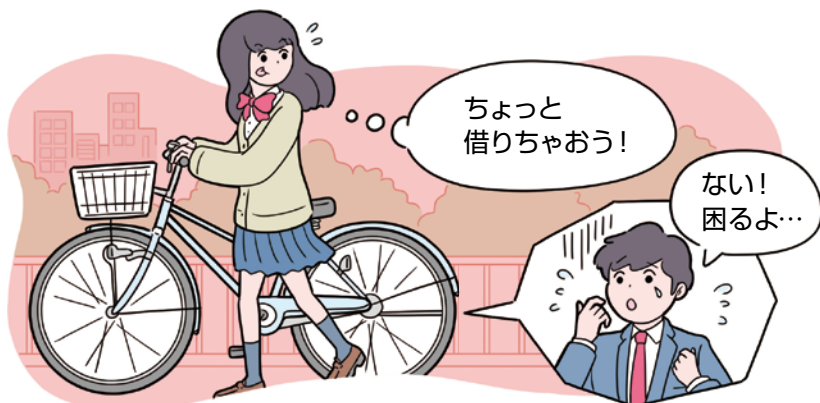
〈あなたにお願い〉

犯行グループによる脅迫

もし、あなたの個人情報を犯人にSNS等で送信してしまうと、犯罪行為への加担を拒否できなくなります。個人情報は決して漏らしてはいけません。

3 放置自転車でも人の物

放置された自転車も 乗り回すと犯罪！



公園、道路、駅等に置かれている他人の自転車を無断で乗り回すことは、犯罪（せつとうざい窃盗罪あるいはおうりょうざい横領罪）です。

通学や遊びに行くとき、自分の大切な自転車がなくなっていたらどんな気持ちでしょう。相手の気持ちを考えましょう。

※自転車からはな離れるときは、短い時間でもカギを2個以上かけましょう。

保護者の方へ

放置自転車

「自分の自転車が盗まれたから」「何日も放ってあったから」といった短絡的な理由で、少年は放置自転車を使い回してしまいます。「あなたの自転車が盗まれたらどう思う？」と相手の気持ちになって考えさせると、いろいろなことが理解できるようになります。

また、お子さんの自転車には、同じ思いをさせないよう必ず防犯登録をして、カギの掛け忘れや放置をしないよう注意させましょう。

4 暴力はやめよう！

は もの
刃物は持ち歩かない

ぼう こう ざい しょう がい ざい
「暴行罪」「傷害罪」などの犯罪に



気に入らないからといって、他人に暴力をふるうことは、犯罪（暴行罪や傷害罪）です。

お互いの話し合いを通じて、問題を解決することが大切です。

どんな理由があろうと、問題を暴力で解決しようとしてはいけません。

護身用のためといってナイフなどの刃物を持ち歩いている少年がいますが、護身用でもナイフなどの刃物を持ち歩くことは、銃砲刀剣類所持等取締法違反などの犯罪になります。

5 公共物へのいたずらは犯罪

落書きも器物損壊の罪



学校、公園、駅、公衆トイレなどの公共物を故意に（わざと）壊したり、落書きをしたりするのは犯罪（器物損壊罪）です。

公共物は、みんながお金を出し合って作り、みんなで利用しているみんなのものです。

公共物を、壊したり、落書きしたりすると多くの人に迷惑がかかります。利用するみんなのことを考えて大切にしましょう。

公共物を壊したり、落書きをしたりすると弁償をしなければなりません。

保護者の方へ

公共物

公共物は、みんなでお金を出し合い、みんなが楽しむために作られ、みんなで利用するものです。お子さん自身も利用者の一人だということを気づかせましょう。もし他人に、自分が大切にしている物を壊されたらどんな気持ちになるのかを考えさせ、自分がいつでも気持ちよく使えるためにも、落書きをしたり、傷つけたりしないよう心がけさせましょう。

6 身を破滅させる 大麻・覚せい剤等の乱用

持っているだけでも犯罪、
一度やったらやめられない



大麻・覚せい剤などは、持っているだけでも、重大な犯罪^(※)になります。

また、強い精神的依存性があり、身体が欲しがらただけではなく、使うと気分が良くなるなどの理由や、薬が切れたときの不安感やイライラ感到耐えきれずに繰り返し使ってしまう、いつの間にか自分ではやめられなくなってしまう。

薬物を乱用していると、実際には見えないものが見えてしまう幻覚や、実際には聞こえないものが聞こえてしまう幻聴が起こります。精神のバランスが崩れるほか、体の主要器官にも深刻な悪影響が出るため、心身の両面が破壊されます。

その結果、精神不安定になったり、薬物欲しさから、暴力的になり、家庭内暴力や、さらには強盗、傷害、殺人などの凶悪な犯罪や重大な交通事故を起こすケースもあります。

(※) ●麻薬及び向精神薬取締法等 ●覚醒剤取締法

危険な大麻

近年、若者による大麻の乱用が問題になっています。吸引するために乾燥大麻や樹脂の形で売られていたり、大麻グミや大麻クッキーのような、簡単に摂取できるものも見られます。また、種子を手に入れて大麻草を栽培するというケースも見られます。

インターネットなどで、大麻は危険ではないという情報が見られますが、これは大きな間違いです。大麻を使うとぼーっとして手足が麻痺するほか、記憶力や学習能力が下がります。さらに、使い続けると、何もやる気が起こらない状態（無動機症候群）になったり、不安、いらだち、不眠、気分の落ち込みなどの禁断症状が出てきます。大麻は、体と心に悪影響をもたらす危険な薬物です。

法律の改正によって令和6年12月からは、特定の医療目的として大麻から作られた医療品が使えるようになりましたが、一般の人が大麻を使ったり持っていることは犯罪です。

「大麻はタバコより体に悪くない」という誤った情報による誘いには、決して乗ってはいけません。

また、大麻草を抽出される成分の一つであるCBD（カンナビノイド）は合法なため、CBDが含まれたサプリメント、化粧品、お菓子といった製品が見られます。しかし、CBDについては安全性については研究が十分ではなく、CBD製品の中には違法な大麻成分を含むものも含まれている可能性があるため、使用しないようにしましょう。

たった一度だけの使用であっても「薬物乱用」です。

ファッショナブルで安全に見せかける薬物

ハーブやお香、バスソルト（入浴剤）、化粧品などに見せかけて販売される薬物があります。いわゆる「危険ドラッグ」と呼ばれるものです。

これは、ハーブやお香、バスソルトなどではなく、化学合成した薬品です。大きくハーブ系、リキッド系、パウダー系に分かれます。

ハーブ系は乾燥した植物の葉や茎などに、主に大麻の化学構造と類似した薬物が混ぜられています。リキッド系は液体、パウダー系は粉末で、主に覚せい剤の化学構造に類似した薬物が混ぜられています。

含まれる薬物の量はまちまちで、複数の種類の薬物が混ざっていることもあるため、使用するとどんな影響が身体に出るのかわからず、非常に危険です。

おしゃれで無害であるかのように見せかけていますが、死に至る危険があるほか、法律で所持、使用や購入が禁止されている薬物が含まれていることもあります。

いろいろな薬物



MDMA
(エクスタシー、タマなど)



錠剤型覚せい剤



LSD
(アシッド、ドラゴンなど)



大麻(樹脂)
(ハシッシュ、チョコなど)

薬物乱用者の手記

「先輩に誘われて…少年鑑別所で迎えた成人の日」

私は、大学生の時にアルバイト先で知り合った先輩から誘われ、興味本位で大麻の使用を始めました。大麻を使うことに「罪を犯す」という恐怖はありましたが、次第に恐怖より興味が勝り「警察に捕まることはないだろう」と自分の都合の良い考えに変わっていききました。私は、常習的に大麻を使用するようになり、警察に逮捕された結果、留置場や少年鑑別所に入り辛く苦しい思いをしました。そして、今まで当たり前のように過ごせた日常が、本当はとても幸せなことだったことに初めて気づきました。逮捕されて家族や友達に、多大な迷惑と心配をかけたことを深く反省し、社会復帰に当たり、両親や友達の支えがあって立ち直ることができました。

今大麻に少しでも興味を持っている人がいたら、その人に自分にとって大切なものは何かを考えてほしいと思っています。そして、**大麻に手を出すと、自分にとって大切なものを失ってしまう**ということ、それがどんなに辛く苦しいことか気づいてほしいと思っています。私は、大麻に手を出したことで、一生に一度の思い出になるはずだった成人式の日を鑑別所の中で過ごしました。みなさん、自分の人生を大切にしてください。(20代男性)

〈警察庁資料：令和6年度版「薬物乱用のない社会を」より要約〉

しのび寄り甘い誘い

薬物に誘う人は、「気分がよくなるよ」「やせられるよ」「ちょっとだけなら大丈夫だよ」という言葉をかけてきます。好奇心から「ちょっとだけなら大丈夫」と手を出し、「この程度ならたいしたことはない」などと思って使い続けると、薬物を使わないとだるくなったり、気分が落ち込んだり、苦しくなったりして、薬物をやめられなくなります。心がコントロールされて薬物依存症になってしまうのです。

薬物依存症になろうと思ってなる人はいません。薬物依存になった人は、初めは「コントロールできる」と思っていた人ばかりなのです。普段の生活や人間関係などでイライラしたり、落ち込んだりしたとき、つらい現実から逃げるために薬物に手を出してしまう人もいます。しかし、薬物を使い始めると、体調が悪くなり、薬物のことしか考えられず、なかには、薬物を買うお金を手に入れるために、犯罪をするなど、もっと苦しいことになってしまいます。

つらいことや不安があったら、薬物に手を出すのではなく、信頼できる誰かに勇気を出して相談しましょう。また、薬物を使ってしまった不安があっても、相談しましょう。

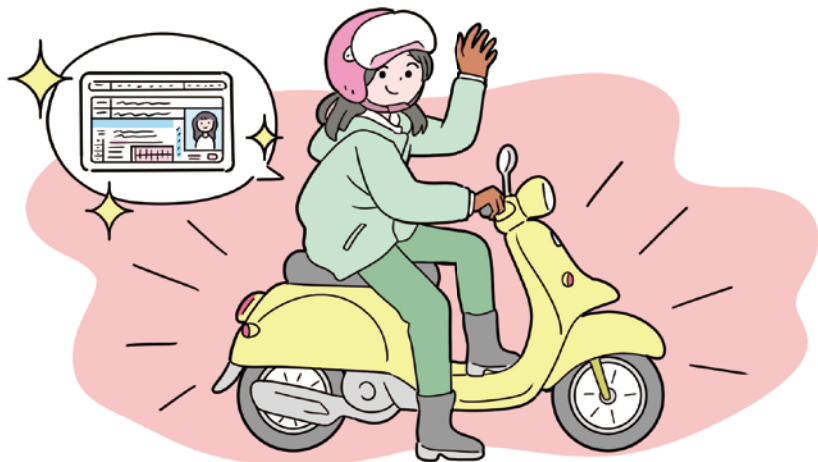
(p.37のヤングテレホンコーナーをご覧ください)

薬物を断る方法

薬物を使わないかと誘われたり、あるいは使うことを強要されたら、はっきりと断ることが大切です。

- 淡淡と「いらない」「ドラッグには興味がない」「ドラッグはやらない主義だ」と言い続ける
- 「いらない」「用事を思い出した」と言ってその場を立ち去る
- 話題を変える
- 誘われそうな状況を避ける
- 無視する
- 薬物の話題が出そうなきときには一人にならない

7 バイクの運転は、 運転免許^{めん ぎょ}を取ってから



バイク（原動機付自転車、普通自動二輪車及び大型自動二輪車）を運転するには、運転免許が必要ですが、運転免許試験を受けることができる年齢は、16歳以上（大型自動二輪車は18歳以上）です。したがって、中学生は、運転免許は取得できませんので、運転すれば無免許運転となります。

もし、無免許で運転して、事故を起こし、相手に傷を負わせたり、命までも奪^{うば}ってしまうようなことになれば、交通事故事件^{ひ ぎ しや}（※）の被疑者となるだけでなく、相手である被害者^{ひがいしやう}に対し、賠償の責任を負うことになります。

無免許運転をした場合は、16歳以上の年齢に達し、運転免許試験に合格しても、一定の期間、運転免許を受けることはできません。

（※）道路交通法…自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰^{こう い しよ ばつ}に関する法律

8 自転車安全利用五則を守って 安全運転

自転車は、道路交通法上の「車両」の一種です。
法律を守って運転しなければなりません。

全国で自転車に関連する交通事故が、事故全体の約2割を占めています。自転車の、信号無視や歩道上の無謀走行など、危険な運転が目立っています。事故のないよう、「自転車安全利用五則」をしっかりと守って安全な運転をしてください。

1. 車道が原則、左側を通行 歩道は例外、歩行者を優先

- 自転車は、歩道と車道の区別がある道路では、車道通行が原則です。
 - 自転車が車道通行するときは、道路の中央から左側の部分の左端に寄って通行しなければいけません。
 - 歩道を通行できる場合は、車道寄りをすぐに停止できる速度で通行しなければいけません。
 - 歩行者の通行を妨げる場合は、一時停止しなければいけません。
- ※「普通自転車歩道通行可」の標識や標示がある場合、普通自転車は歩道を通行することができます。

2. 交差点では信号と一時停止を守って、安全確認

- 信号は必ず守り、渡るときは安全を確認しましょう。
- 一時停止標識のある交差点では、必ず止まって、左右の安全を確認しましょう。

3. 夜間はライトを点灯

- 夜間は必ずライトを点灯し、反射器材を備えた自転車を運転しましょう。

4. 飲酒運転は禁止

- 自動車と同じく、お酒を飲んだときは、自転車を運転してはいけません。

5. ヘルメットを着用

- 自転車を利用する全ての人は、事故の被害を軽減させるため、乗車用ヘルメットをかぶりましょう。
- 児童・幼児を保護する責任のある人は児童・幼児が自転車に乗るときは、乗車用ヘルメットをかぶらせましょう。

◎“ながら運転”は危険なのでしてはいけません。

- スマホ・ケータイを操作しながら
- イヤホンで音楽を聴きながら
- 傘をさしながら

万引き

万引きは、非行への入口と言われており、そのままにしていると非行が急速に進む恐れがあります。万引きした品物のほとんどは、家庭に持ち込まれます。日頃から、お子さんの部屋には、自由に出入りできるような雰囲気づくりを心がけましょう。お子さんが「〇〇君からもらった」などと話していたら、相手の家に自然な形で、もらった品物の確認をしましょう。もしもお子さんが万引きをしてしまった場合には、強く叱ったりはせず、理由や原因をしっかりと聞いた上で、何が悪かったのかを理解させ、心からの反省を促すように努めましょう。

暴力と刃物

暴力をはじめとした子供の問題行動は、大人に向けられたSOSです。お子さんが普段感じていることや思っていることをまず受け止めてあげ、ストレスを和らげる場所をつくる必要があります。何かに熱中させたり、家族と一緒に何かをするなどの機会をつくることも大切です。子供たちがナイフを持つ心理は、「弱い自分を守るため」「強くなったように錯覚させてくれる」…。これがナイフという武器の持つ魅力だそうです。お子さんには、刃物を持ち歩くことが法律で禁止されていること、刃物を見せることで物ごとの解決はできないこと、場合によっては、本気でなくても、はすみで人を傷つけてしまい、取りかえしのつかなくなることを理解させましょう。

薬物

近年、大麻の乱用で検挙される高校生や有職・無職少年が増えています。友人や先輩などから紹介され、興味本位で始めるケースが多いようです。インターネット上には、大麻には「依存性はない」「タバコより害は少ない」という誤った記述が見られ、こうした触れ込みで誘われる危険があります。しかし、大麻の乱用は情緒不安定、集中力の欠如、知覚の変化を生じさせ、ひいては大麻精神病、無動機症候群のほか、生殖器官への異常なども指摘されます。軽い気持ちで手を出さないよう、普段から家族の会話の中で、正しい知識と危険性を教え、しっかり理解させましょう。

自転車

自転車に乗ったお子さんが事故の被害者になっても、自転車や歩行者等に対する事故の加害者になってもいけません。お子さんには「自転車安全利用五則」をよく理解させ、事故を起こさないよう安全な運転を心がけさせましょう。自転車を運転中に事故を起こすと過失致死傷罪等の責任を問われるほか、多額の損害賠償責任といった民事責任が生じる恐れがあります。任意保険に加入したり、毎年自転車安全整備店で点検整備を受けて、「TSマーク」に付帯する保険に加入するなどの備えが必要です。



TSマーク

1「賢いネットの使い方」が大切な時代です！

いつでもネットがそばにあります

スマホ、ゲーム機、タブレット…。皆さんの周りには、ネットにつながるものがたくさんあります。最近では、テレビや冷蔵庫などにもネットが活用されています。

メッセージ、動画、電話、カメラ、音楽、ゲーム、検索…。ネットでは、いろいろなことができとても便利です。おうちの人たちもスマホでやりとりするだけでなく、ネット通販、情報検索だけでなく、最近は、ネットのしくみでお掃除したり、料理方法を教えてもらったりと、暮らしの中にインターネットが当たり前にあります。最近では、学校の授業で、インターネットを使って調べ物をしたり、遠くの人とやりとりしたりすることも特別なことではなくなってきました。社会に出ても、仕事等でネットを使う場面ばかりです。最近は、テレワークを採用する企業も増えてきています。

さらに、社会にはAIが普及しはじめています。ますますネット活用が求められる世の中です。これから高度情報化社会を生き抜いていくためには、ネットとの付き合い方はとても重要です。

賢く使いましょう

便利で楽しいネットですが、使い方を間違えると皆さんにとってよくないことも起きてしまいます。ネットを長時間使いすぎて生活リズムを崩してしまったり、ネット上のやりとりで友達とけんかになってしまったり、知らない大人に脅されてしまったり…。

大切なのは使い方です。賢くインターネットを使うように心がけましょう。

ネット利用のルールやマナー

ネットを賢く使うために、ルールやマナーが必要です。



●メッセージ、メール等のやりとり

ネットで悪口を書かれたり、仲間はすれにされたりすることは、やった人の予想以上に傷つくものです。思いやりを持った使い方をしましょう。

●個人情報

個人情報（名前・住所・電話番号・学校名など）を勝手に書いたり、他人の写真や動画を載せたりすると、ネットで世界中に広がってしまうことがあります。十分に注意しましょう。

●なりすまし

他人になりすましてメールやサイトを使うことは、「不正アクセス禁止法違反」の犯罪になることもあります。パスワードは盗まない、教えないことが鉄則です。

●著作権侵害

他の人の作品を勝手に転載したり、違法に公開されたものと知りながらダウンロードしたりすることは著作権侵害です。刑罰の対象となる場合もあるので、注意しましょう。

●児童ポルノ禁止法

18歳未満の人の下着姿や裸の写真・動画は「児童ポルノ」と言い、作ったり公開したりすることは男女問わず犯罪です。こうした写真・動画は、絶対に撮らない、撮らせない、送らないようにしましょう。

高度情報化社会を生き抜いていくためにも、中高生時代からこれらのルールやマナーを身につけておくことが求められています。

2 ネットいじめ

ネット上であっても同級生などの悪口を書いたり、仲間はすれにすることは「いじめ」です。悪ふざけであっても相手が苦痛を感じるのであれば、それも「いじめ」です。匿名の書き込みであっても、人権侵害が疑われる場合は、被害者や警察からの求めに応じて発信者が特定されます。ネットで誰かの悪口を書いたり、おかしい噂を流したり、勝手に写真や動画を公開したりすることは、絶対に許されません。被害にあったら、次のようなことに気をつけましょう。



●すぐに相談しましょう

悪口や恥ずかしい写真や動画を載せられたら、とてもつらいものですし、コピーがどんどん広がってしまう恐れがあります。早めに保護者や先生に相談しましょう。

●証拠を残しましょう

ネットいじめの証拠となるメッセージや投稿は、スクリーンショットを撮るなどして、残しておきましょう。保護者や先生にも様子が伝わり、警察等への相談もしやすくなります。

●相談先

被害にあったら、掲示板などを運営している会社に投稿の削除を求めることができます。犯罪につながる恐れがある場合には、警察に相談することもできます。都道府県警察本部少年課等は、ヤングテレホンコーナーでネットいじめなどの相談に応じています。また、法務省が各地に置いている法務局や地方法務局では、ネット投稿の削除に協力してくれます。

ほかにも、ネットいじめの相談に応じてくれる窓口があります。

(p.36～37の相談窓口をご覧ください)

3 ルールづくりのために1 (使いすぎないために)

ついつい動画を見続けてしまったり、友達とのやりとりが終わらなかったりで、気づけば長時間使ってしまうことがあります。そうならないためにルールを作りましょう。



●使いすぎないためのルール例

- ①時間 〇時まで 1日〇時間
- ②場所 居間でだけ 布団禁止
- ③約束 宿題が終わってから
- ④お金 1ヶ月〇円まで 親と相談してから

●ルールのポイント1 おうちの人や友達と納得して作る

自分だけではなかなかうまくいきません。おうちの人や友達としっかり話し合っ、お互い納得したルールづくりが必要です。決めたルールは、冷蔵庫等、みんなが目にする場所に貼っておくと長続きます。

●ルールのポイント2 定期的に見直す

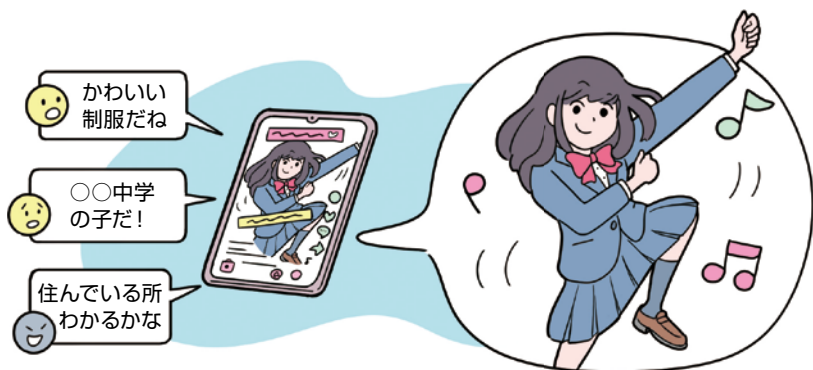
ルールが厳しすぎたり、習い事の時間が変わったり、と決めたルールがうまくいかなることもあります。そのために必ず定期的に見直しましょう。

●ルールのポイント3 お金にも気をつけよう

「基本無料、もっと使いたいなら有料」というサービスがあります。もっと楽しむために有料の武器やアクセサリこうにやうを購入して、あとから高額の利用料金を請求されたケースもあります。保護者とよく相談して、使いすぎに注意しましょう。

4 ルールづくりのために2 （トラブル回避のために）

友達とけんかしてしまったり、危険に巻き込まれたり…。ネットでトラブルに巻き込まれることがあります。そうならないためにルールを作りましょう。



●人のいやがることは書き込まない

友達や先生などの悪口やヒミツを書いてはいけません。書かれた人は、傷つき、悲しい思いをします。一度書いたらすぐに消しても、誰かがコピーして多くの人に広めることもあります。

●個人情報を大切に

多くの人が見るサイトやアプリに、個人情報（名前・住所・電話番号・学校名など）を書かないようにしましょう。特に、自分や友達が映っている写真や動画をのせるのは危険です。

●知らない人とやりとりしない

ネット上には良い人もたくさんいますが、悪い人もいます。小中高生が誘拐^{ゆうかい}されるケースも珍しくありません。小中高生の間は、ネット上のやりとりはしないほうが良いです。

●困ったときはすぐに相談

トラブルに巻き込まれたり、不安に感じたときは、すぐに身近な大人（おうちの人や先生など）に相談しましょう。また、#9110に電話すると、各都道府県警察の「警察相談専用電話」につながりますので、知っておいてください。

保護者の方へ

学校、家庭、地域で子どもを守りましょう

子どもが、ネット上で被害にあうのは、家庭での場合がほとんどです。最近では、学校で情報端末を利用しますが、家庭で起きたトラブルに先生等が対応するのは難しいです。

ネット上のいじめ、詐欺や性犯罪などの被害、ゲーム等の高額課金、長時間の依存的な利用等、トラブルに巻き込まれる子どもは増えています。こうした問題を回避するには、フィルタリング等の安全対策をとることと、子どもたちの判断能力を育てることの両方が必要です。

18歳未満がスマートフォン等の携帯電話サービスを利用する場合、フィルタリングを設定する必要がありますが、保護者が不要とすれば解除できます。フィルタリングをつけると不便になると考えられるかもしれませんが、一部だけ利用することも可能です。販売店等で相談し、適切な安全対策をとるようにしてください。

子どもたちの判断能力を育てるためには、子どもと話し合ってルールを決め、ルールを学ばせながら少しずつ自分で判断できる範囲を広げていくとよいでしょう。たとえば、ネットでいやなことがあったらすぐに保護者に報告する、ネットで知り合った人と勝手に会わない、ネットの有料サービスを利用したいときは保護者に相談するといったルールを決めておくことが必要です。

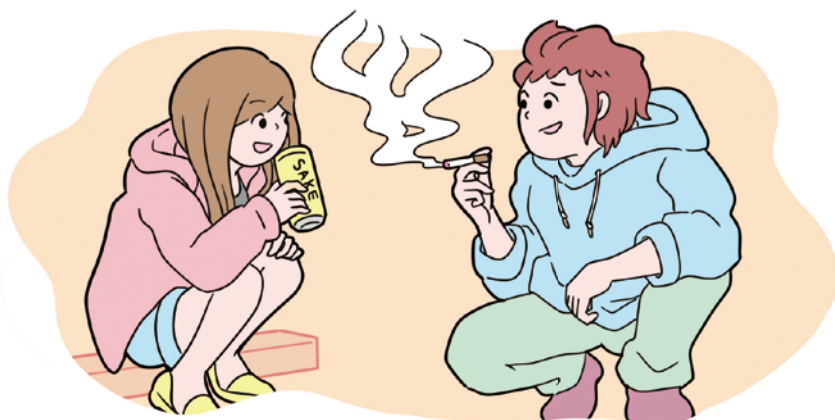
子どもの生活全般の見直しを

2018年、WHO（世界保健機関）は、「ゲーム障害」を病気として認定しました。ゲーム障害の症状は、ゲームをする時間や場所などに対するコントロールができない、日常生活よりゲームを優先する、悪影響があるにもかかわらずゲームをやめられないといったものであり、こうした生活に重大な影響を与える状態が基本的に12ヶ月継続すると「ゲーム障害」と診断されるとのことです。

ゲームを含め、インターネットを長時間使っている子どもは生活全般が乱れがちで、心身の健康を損ねる恐れがあります。どうすれば利用時間をコントロールできるかを繰り返し家庭で話し合い、健康的で規則正しい生活が送れるようにすることが大切です。

1 飲酒・喫煙／成長を妨げる

20歳未満の者の飲酒(喫煙)は 法律で禁止されています



飲 酒

令和4年に法律が改正され、成人年齢^{ねん れい}は18歳になりましたが、20歳未満の人が酒（ビール、日本酒、焼酎^{しょうちゅう}、ワイン、ウイスキーなどのアルコール飲料）を飲むことは、法律で禁止されています。「もう体が大きくなったからいいだろう」という理由で誰かに酒をすすめられても、絶対に飲んではいけません。最近は見ただ目にはジュースのようなデザインの缶やビンでカクテルやチューハイなどが売られており、知らずに飲んでしまう危険もあります。また、ノンアルコールのビール、カクテル、チューハイなどが売られていますが、20歳以上の人を対象とした飲み物であること、また、微量^{びりょう}のアルコールが含まれることがあることから、飲まないようにしましょう。

中高生の飲酒は成長期の身体に大きく悪影響を及ぼす恐れがあります。アルコールに慣れていない中高生では、ちょっとした飲酒が恐ろしい急性アルコール中毒を起こし、死に至ることもあります。

また、酒を飲むと、怒りっぽくなったり、自分の行動がわからなくなったりと、理性や自制心を失う悪い酔い方をする人がいます。飲酒の場でケンカが多いのはそのせいです。酒にはそのような面があることを心得て、20歳になるまでは酒を飲んではいけません。

喫煙

飲酒と同様に、タバコを吸うことも20歳未満では法律で禁止されています。

中高生がタバコを吸うことは健康面で良いことは何もありません。加熱式タバコ、電子タバコ、水タバコにも有害物質が含まれています。喫煙には常習化して習慣となる傾向があり、もし、中高生のうちから喫煙が習慣になってしまったら、皆さんの身体には、計り知れない悪影響を与えることになるでしょう。

また、喫煙の悪影響には、健康面の影響だけでなく、タバコによって不良グループとのつながりができ、やがては非行に走ってしまうということも、めずらしくありません。好奇心で吸ってみたり、カッコいいから吸ってみたりなどは決してしないでください。

飲酒・喫煙はアルコール乱用、薬物乱用の入口

中高生の時からアルコールを飲んだりすると、20歳を過ぎてから、酒におぼれるなどアルコール中毒の問題につながるといわれています。さらに、早くからアルコールを飲んでいると、不良グループとのつながりの中で薬物をすすめられたり、好奇心から感覚的な刺激を求めたりして、違法な薬物を使ってしまう可能性が高くなるといわれます。こうしたことから、20歳になるまで飲酒や喫煙はしてはいけません。

知っておきたいタバコの害

脳	前頭葉の発達を阻害 そがい	心臓	動悸・血圧上昇 どうき けつあつじょうしょう
目	視力低下・白内障	胃	胃痛・食欲減退
口	口臭・口腔がん・喉頭がん こうしゅう こうくう こうとう	気管支	咳・たん・声がれ・息切れ せき
歯	黄ばみ・歯周炎 ししゅうえん	手足	しびれ・冷え
舌	味覚、嗅覚の異常	つめ	黄ばみ・変形
肌	血行不足による肌荒れ・黒ずみ・シミ はだ あ	全身症状	不眠・体重減少・健康水準の低下 ふみん たいじょう

2 家出をしようか

迷っているあなたへ

犯罪の被害に遭う危険があります

家出の原因は、親子関係でのトラブルをはじめ、友人関係や学校生活に関連したストレスからの悩みであったり、遊び癖の延長によるものも見られます。

一方で、ネット上では悩みを抱えて家出を考えている人に対し、「泊めてあげる」「お金を貸してあげる」などの書き込みが見られ、この書き込みを安易に信用して誘いに乗ってしまうと、金品を盗まれたり、違法薬物を乱用させられるなど犯罪の被害に遭うケースが少なくありません。



また、行く当てもなく家出をした場合、自然と人がたくさん集まる盛り場に足が向くようです。ここでは、無理やり違法なアルバイトをさせられたり、性的な被害に遭うなどが問題となっています。

家出をする前に今一度考えてみてください。あなたが抱えている問題は、家出をすることで解決することでしょうか？ 他に解決できる方法はありませんか。

あなたの悩みを聞いてもらい、その解決と一緒に考えるために、都道府県のヤングテレホン（電話による相談コーナー）を利用してみましょう。きっとあなたの役に立つアドバイスがもらえるはずです。

(p.36～37の相談窓口をご覧ください)

3 自殺／かけがえのない生命

ためらわず、まず相談



進路や学業、いじめ、友人関係、家庭のこと、自分の健康など自分の身近な日常生活について不安を感じたり、悩んだりすることは、だれにでも大なり小なり経験があります。そして、そうした気持ちを一人で抱え込んで生活することは、大変つらいことです。

そんな時、信頼できる身近な人に話をしたり、電話やSNSによる相談窓口を利用したりすることで気持ちが楽になることがあります。「話を聞いてもらえるか心配」「こんなことで相談するのは恥ずかしい」とためらわず、まず、自分の悩みを伝えてみてください。

あなたからのメッセージを待っている人がいることを忘れないでください。

(p.36～37の相談窓口をご覧ください)

保護者の方へ

お子さんの普段と違う言葉遣い、態度、行動がないかに注意しながら、日常生活を見守ることが大切です。もし、このような変化が見られた場合、それはお子さんが心の危機に直面しているサインかもしれません。こんな時には、批判したり、励ましたりせず、まずはじっくりと子どもの話に耳を傾けてあげることが何より大切なことです。そして、お子さんに寄り添いながらも、解決のために学校や専門家の助けを借りることができないか考えてみてください。



4「性」の被害に遭わないために 自分の身は、自分で守ろう



- 複数での登下校を心がけて、防犯ベルを持って、安全な通学路を選択する。
- 「歩きスマホ」「ながらスマホ」「イヤホン着用」は、不審者の接近に気づかないのでやめる。
- バスや電車に乗る時は、車内の混みにくい乗車位置を利用し、周囲に注意を向ける。
- 駅・商業施設の階段・エスカレーターなどは盗撮被害に遭いやすいので、横を向いて乗るなど周囲に注意を向ける。
- 帰りが遅くなる時は、できるだけ明るく人通りの多い道を選ぶ。

- 痴漢^{ちかん}かもと思ったら、勇気を出して体の向きを変える、カバン等でブロック、相手の顔を見る、はっきりと意思表示をする。
- もし被害にあったら、大声を上げて周囲に知らせる、防犯ベルを鳴らす、スマホにメッセージを書いて近くの人に画面を見せる。そして被害（いつ、どこで、相手の特徴^{とくちょう}など）を記録する。自分が安全になったら警察に通報・相談する。
- 見知らぬ人からの声かけや誘い^{さそ}には、ついていかない。メールアドレスなどの個人情報を教えない。

※盗撮^{しよばつほう}は、2023年より性的姿態撮影等処罰法により罰せられます。



「いじめ」は しない！ させない！ 許さない！ 「いじめ」は、人の心を深く傷つけます

いじめかどうかは、表面的、形式的ではなく、いじめられた生徒の立場に立って決める必要があります。具体的ないじめの態様としては、次のようなものがあります。



- 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はすれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

(文部科学大臣決定「いじめの防止等のための基本的な方針」より抜粋)

いじめを受けている人は、たいへん、悲しい思いをしています。また苦しさを我慢しています。

いじめは決して許されるものではありません。相手の気持ちになって考えてみましょう。だまって見ていることもいじめに加わっていることと同じなのです。

もし、あなたがいじめをしているところを見つけたら、勇気を持って止められますか。あなたの助けを待っている友達に一言声をかける、あるいはまわりの大人に伝えることが、友達を助けることになるのです。

あなたがいじめを受けていたら、一人で我慢したり、悩んでいることはありません。いじめを受けている人が悪いわけではないのです。勇気を持って、家族や先生、信頼できる大人に相談しましょう。相談できないときには、ヤングテレホンコーナーに電話してみましょう。

必ず誰かがあなたの悩みや思いを受け止めて手を差し伸べてくれます。

(p.36～37の相談窓口をご覧ください)

平成25年6月に、いじめ防止対策推進法が成立し、同年9月に施行されました。

この法律では、児童生徒が他の児童等などが行う心理的あるいは物理的な影響のある行為によって、心身の苦痛を感じた場合、その行為はいじめであるとし、児童等にいじめを禁じています。

いじめで悩む苦しむ子供をなくすためには、いじめが起きないようにする（未然防止）、起きてしまったいじめを早く見つける（早期発見）、そして解決に導く（早期解決）ことが大切です。

家庭でも、子供たちがいじめを受けたり、いじめをしったりしていれば、毎日の生活の中に、これまでと違った行動や態度などが現れます。

子供の様子に注意を払い、次のようなサインが見えたらいじめの可能性があるので、すぐに学校などに相談しましょう。

「いじめ」を受けている場合のサイン

朝（登校前）

- ・朝起きてこない。布団からなかなか出てこない。
- ・朝になると体の具合が悪いと言い、学校を休みたがる。
- ・遅刻や早退がふえた。
- ・食欲がなくなったり、だまって食べるようになる。

夕（下校後）

- ・ケータイ電話やメールの着信音におびえる。
- ・勉強しなくなる。集中力がない。
- ・家からお金を持ち出したり、必要以上のお金をほしがる。
- ・遊びのなかで、笑われたり、からかわれたり、命令されている。
- ・親しい友達が遊びに来ない。遊びに行かない。

夜（就寝前）

- ・表情が暗く、家族との会話も少なくなった。
- ・ささいなことでイライラしたり、物にあたったりする。
- ・学校や友達の話題がへった。
- ・自分の部屋に閉じこもる時間がふえた。
- ・パソコンやスマホをいつも気にしている。
- ・理由をはっきり言わないアザやキズアトがある。

夜間（就寝後）

- ・寝つきが悪かったり、夜眠れなかったりする日が続く。
- ・学校で使う物や持ち物がなくなったり、こわれている。
- ・教科書やノートにいやがらせのラクガキをされたり、やぶられたりしている。
- ・服がよごれていたり、やぶれていたりする。

「いじめ」をしている場合のサイン

- ・言葉づかいが荒くなる。言うことをきかない。人のことをばかにする。
- ・買ったおぼえのない物を持っている。
- ・与えたお金以上のものを持っている。おこづかいでは買えないものを持っている。

（政府広報/文部科学省「気づいていますか、いじめのサイン。」から抜粋）

1 ^{さか}盛り場・^ば歓楽街の 立ち入りには注意しよう ^ひ犯罪の^{がい}被害に^あ遭う危険があります



^{みな}皆さんの住んでいる地域には、多くの飲食店やレジャー施設^{し せつ}が集まっているにぎやかな場所があると思います。盛り場や歓楽街、ネオン街とも呼ばれ、お酒を飲ませる店が多く、夜間に営業する店が中心であることが特徴^{とくちょう}です。その点からして20歳以上の大人向けの場所と言えます。

このような場所を目的もなく深夜に歩いたり、好奇心^{こう ぎ しん}や誘い^{さそ}を断れずに喫煙^{きつ えん}、飲酒をすると補導^{こう いう}され、暴力行為や性犯罪の被害に遭うなど、危険があることに注意が必要です。

また、ゲームセンターやカラオケボックスでは、次のような年齢により時間帯の利用制限があり、入場に保護者の同伴^{どう はん}が求められることがあります。



●ゲームセンター

18歳未満の人は、午後10時から翌日の午前6時までの間は利用できません。
また16歳未満の人は、午後6時から午後10時まで間に利用する場合、保護者の^{どうはん}同伴が求められます。



●カラオケボックス

16歳未満は午後6時まで、18歳未満は午後10時までの利用時間です。なお、青少年の利用時間の制限は各都道府県の青少年保護育成条例等によるので、あらかじめの確認が必要です。

2「学校をサボりたい」と思ったら 立ち止まって考えてみよう



中学・高校に入ると勉強は難しくなり、部活も始まり、友人関係が大きく変わります。このような環境の変化がストレスとなって、精神的な負担を感じたり、気分が落ち込んでしまうこともあります。そして、学校へ行かなければならないことは分かっていますが、「学校を休んだら…」「授業をサボってしまえば…」という思いを感じる人は少なくありません。

こんな時、自分が大きな壁にぶつかっていて、分かれ道に立っていると考えてください。

この壁をさけて学校をサボってしまうと、当初は罪悪感を感じますが、何度か休み続けると罪悪感は小さくなり、精神的には楽になります。その後はサボりくせとなって、喫煙^{きつえん}、深夜はいかいなどの非行につながる危険があります。

もう一つの選択^{せんたく}する道は、今はつらいけど、壁を乗り越えていこうとすることです。時間をかけて、休み休みでも自分のペースで進んでいてみてください。こんな時、自分の周囲^{しんらい}の信頼できる人や専門の相談窓口^{しんらい}に電話することで、気持ちが軽くなることがあります。

3 有害な雑誌、コミック、 ネットサイトなどは見ない

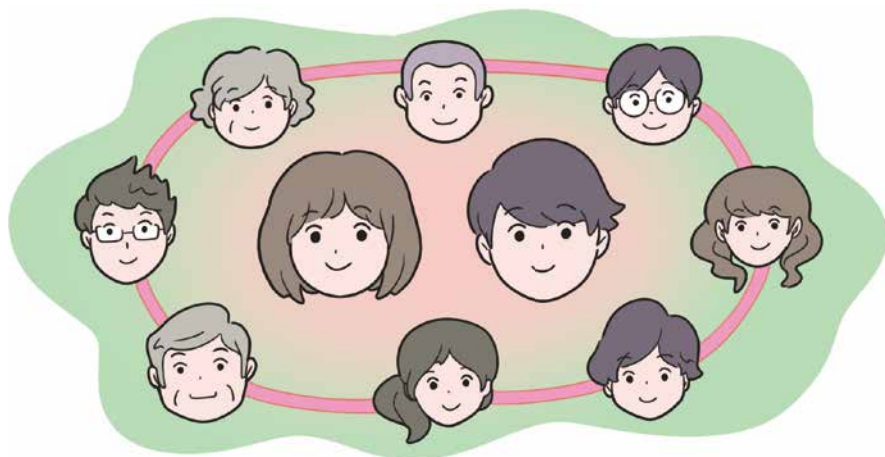


中高生になると心と身体に急激な変化が生じてきます。この変化は、個人差が大きいのですが、なかには精神的に不安定になって体調を崩したり、身体の成長に心が伴わず、他人を傷つけてしまうことがあります。このような時期に、過激な性描写や残虐な表現などが掲載されている雑誌やコミック、インターネットサイトなどを興味本位で見ていると、自分の現実の生活と表現されている世界との境が曖昧になったり、非常に偏った性についての考えを持つようになっていたりして、それが原因で非行に走ってしまうことがあります。

そのため、都道府県の条例に基づき、青少年の健全な育成に悪い影響があるものとして指定を受けた雑誌等については、販売店に対し、18歳未満の人への販売の禁止が義務づけられるなどのほか、誰もが18歳未満の人に閲覧させないように努めなければならないとされています。

あなたも社会の一員です

家庭と社会のルールを守ろう



中高生のあなたは社会の立派な一員です。大勢の人が生活をしている社会には、みんなが安心して生活ができるよう、「社会のルール」があり、みんながそれを守っています。人の物を盗ったり、言葉や暴力で人を傷つけたり、無免許でバイクを乗り回したりすることはルール違反です。社会のルール（法律）に違反することは犯罪であり、違反をした人はルールによって、バツ（処罰）を受けます。また、あなたがルール違反の人から被害を受けたら、法律や社会の人々があなたを守ります。社会のルールをしっかりと守る習慣を身につけましょう。

- 「早寝早起き朝ごはん」（基本的な生活習慣）を実行しよう。
- 自分の将来に対する目標を持とう。
- きちんと「あいさつ」をしよう。
- 家や学校、地域でお手伝いをしよう。
- 「決まり」や「ケジメ」はきちんと守ろう。
- 悪いことに誘われたら、はっきりと「ノー」と言えるようにしよう。

人間の成長の過程では、それぞれの段階で課題があり、その段階で学んで身につけなければ、その段階で適切な育て方をされなければ、責任ある社会人になれません。

中高生の時期は、生涯でとても大事な成長の時期です。しかし、外形の成長ぶりにふさわしく心が成熟し、判断力が整うまでに至っていないわけではないので、保護者が子供を理解し、揺るぎない態度で、適度の距離をもってしっかりと見守り、社会のルールや仕組みを教えることが大切です。

過保護や放任はもちろん、子供の気持ちを考えず、保護者の側の都合や願望ばかりを優先させることは適切ではありません。子供としっかり向き合い、関わり合っていくことが必要です。受け入れられ、認められ、見守られているという安心感が子供の行動を落ち着いたものにします。

子供たちの健やかな成長は、家庭から始まるのです。

- 子供との対話を欠かさない。子供の言い分を真剣に聞く。中高生ではまだ表現力が未熟で、自分の言葉で心のうちを端的に表現できないので頭ごなしには叱らない。
- 保護者として言うべきことは言う。ただし、逃げ場のない状態で、正論で追い詰めると、子供は心を閉ざし、表面だけを取り繕うことにもなる。
- 子供自身に善悪のけじめをつけさせ、責任を持たせる。子供には自分で判断したという自負心があるから、大人の側から、一方的な価値観や判断を押しつけることは避け、社会常識等に照らしてバランスのとれたものになるよう導く。
- 家庭は最も身近な社会。家庭での“きまり”を守らせる。子供にも、家庭内で役割を持たせ、責任を果たしたときには、しっかり褒めて自信を持たせる。
- “しつけ”を怠らない。日常生活に即した小さな“言い付け”や“諭し”の反復、積み重ねが大切。
- 子供には、“こころの居場所”となる心の休まる場所や関係が必要。これが見つからないと、不適応を起こしたり、非行に走ったりする。
- 子供の問題行動は、周囲の人にもっと認めてほしい、かまってほしいという、切実な願望や欲求であり、主張でもある。
- 子供の友達を悪く言わない。子供には、友達との関係は、親や兄弟姉妹にもまして重要である。同世代の者に受け入れられ、認められていると実感することは、生存を左右するほど重要である。

このハンドブックに書かれていることについて、
ぜひお子さんと話し合ってください。

少年の健全育成資料作成企画編集委員会

座長	野口 京子（文化学園大学名誉教授）
委員	渡辺 弥生（法政大学文学部教授）
	石橋 昭良（非行臨床研究所代表／元文教大学教授）
	竹内 和雄（兵庫県立大学環境人間学部教授）
	周防 尚樹（警察庁生活安全局人身安全・少年課 課長補佐）
	久原恵理子（科学警察研究所犯罪行動科学部少年研究室主任研究官）
	清野 正（渋谷区立渋谷本町学園統括校長）
	大川 優（町田市立小山ヶ丘小学校統括校長）
	鈴木 清美（警視庁委嘱少年補導員兼少年指導委員）
	坂田 智生（警視庁委嘱少年補導員兼少年指導委員）
	田中 法昌（公益社団法人全国少年警察ボランティア協会理事長）

少年を暴力団から守りましょう

暴力団は、売春や違法薬物の密売など、少年を資金獲得のためのターゲットとしています。また、組織の一員として勧誘しています。

●お子さんに暴力団の手が伸びていませんか？ こんな兆候に注意してください。

1. 服装や髪型が派手になった。
2. 行き先を言わずに外出したり、帰宅時間が不規則になり、夜遊びや外泊が多くなったりした。
3. 隠語を使ったり、言葉遣いが悪くなったりした。
4. ウソをついたり、落ち着きがなく、家族との対話を避けるようになったりした。
5. 携帯電話などで、頻繁に呼び出され、その都度出かけるようになった。
6. 友達のタイプが変わり、柄が悪くなった。
7. 些細なことですぐ腹を立て、親に反抗するようになった。

連絡先

- 全国の少年サポートセンター
- 警察本部の少年課
- 警察署の少年係

(p.36～37の相談窓口をご覧ください)

少年の非行を防止し、犯罪被害から守る取り組み

①少年相談活動

少年や保護者等からの家庭・学校・交友等に関する問題や犯罪被害等の悩みや困りごとについて、専門的な知識及び技能を有する少年補導職員を中心に、面接や電話、電子メール等で相談に応じ、指導・助言を行っています。

また、全国の都道府県警察では、「ヤングテレホンコーナー」等の名称で電話や電子メールによる相談窓口を開設しています。(P37参照)

②街頭補導活動

少年のたまり場となりやすい繁華街や公園等において、少年警察ボランティア等と共同で、喫煙や飲酒、深夜はいかい等をしている少年に指導・注意を行っています。

③継続補導・少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動

少年相談活動や街頭補導活動を通じて関わった少年に対し、本人や保護者等の申出に応じて継続的な指導や助言、カウンセリング等を行う継続補導を実施しています。

また、問題を抱え再び非行に走る可能性がある少年及びその保護者に対して警察から連絡し、専門的な機関との協働による活動も念頭に、継続的に声を掛けるほか、体験活動、学習・就労の支援等を行う「少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動」を推進しています。

④被害少年への支援活動

犯罪等の被害を受けた少年について、その精神的打撃の軽減を図るため特に必要と認められるときは、保護者の同意を得た上で、専門的な知識を有する少年補導職員等が、カウンセリングの実施、関係者への助言等の継続的な支援を行っています。

⑤少年の居場所づくり

少年の健全育成のため、関係機関・団体、地域社会と協力し、各種スポーツ活動や清掃活動等の社会奉仕活動、農作業体験や料理体験等の体験活動等の機会を通じて、少年の心の拠り所となる「居場所づくり」を推進しています。

⑥広報啓発活動

少年の非行・犯罪被害防止や少年相談活動の促進等を図るため、警察職員等を学校へ派遣し、非行防止教室や薬物乱用防止教室を実施するなど様々な機会を通じて情報発信しています。

(令和6年 警察庁「少年からのシグナル」から抜粋)

問合せ・相談窓口

いじめ、体罰、児童虐待、子供の人権をめぐる問題、子供の非行や犯罪被害などについての問合せや相談の窓口となっています。

●ヤングテレホンコーナー

このハンドブックの37ページに掲載。

●児童相談所・全国共通ダイヤル

☎189 (いちばやく) 通話料無料

近隣の児童相談所へつながり、夜間・休日を含めて24時間専門家が対応。

●24時間子供SOSダイヤル

☎0120-0-78310 (なやみ言おう)

都道府県・指定都市の教育委員会が夜間・休日を含め24時間対応可能な相談体制。

●子どもの人権110番

☎0120-007-110 (全国共通・無料)

法務省又は最寄りの地方法務局へかかり、省や局の職員又は人権擁護委員が対応。

受付時間：平日午前8時30分から午後5時15分まで

●いのちの電話

全国殆どの都道府県にあり。

●びったり相談窓口

こどもの性被害等に関する相談窓口を案内するWebサイト
<https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/syonen/annai/>



◇「少年警察ボランティア」とは

少年の非行防止や健全育成にかかわる活動に携わるボランティアとして、警察本部長等から委嘱された民間スタッフで、少年補導員、少年警察協助力、少年指導委員などの名称で呼ばれていますが、総称して、「少年警察ボランティア」と呼んでいます。

「地域の少年は地域で守り育てる」という基本的な考え方のもとに、警察の少年補導職員などと協力して、少年の非行防止や健全育成に向けた活動を行っています。

●少年警察ボランティア活動に興味を持たれた方は、お近くの警察署までご連絡ください。



少年サポートくん

困ったこと、悩んでいることがあったら 早めに相談して解決しよう

あなたに悩みや困りごとがあって、親や先生に打ち明けられないときには、
警察の少年相談やヤングテレホンコーナーを利用してみましょう。
ベテランの相談員が、あなたの悩みや困っていることを解決するために、
一緒に考えてくれます。もちろん、あなたの秘密は守られます。



全国の主な ヤングテレホンコーナー

北海道	少年相談110番	0120-677-110	三重	少年相談110番	0120-41-7867
"	ヤングメール	道警ホームページ内	滋賀	大津少年サポートセンター	077-521-5735
青森	青森少年サポートセンター	0120-58-7867	"	米原少年サポートセンター	0749-52-0114
"	少年サポートメール	県警ホームページ内	京都	ヤングテレホン	075-551-7500
岩手	ヤング・テレホン・コーナー	0800-000-7867	大阪	グリーンライン	06-6944-7867
"	メール相談	県警ホームページ内	兵庫	ヤングトーク	0120-786-109
宮城	少年相談電話	022-222-4970	奈良	ヤングいじめ110番少年サポートセンター	0742-22-0110
"	いじめ110番	022-221-7867	和歌山	少年相談(警察本部代表)	073-423-0110
秋田	やまびこ電話	018-824-1212	"	メール相談	県警ホームページ内
山形	ヤングテレホンコーナー	023-642-1777	鳥取	東部少年サポートセンター	0857-22-1574
"	少年相談メール	県警ホームページ内	"	西部少年サポートセンター	0859-31-1574
福島	ヤングテレホン	024-525-8060	"	ヤングメール	県警ホームページ内
"	いじめ110番	0120-795-110	島根	ヤングテレホン/いじめ110番	0120-786-719
警視庁	ヤング・テレホン・コーナー	03-3580-4970	"	みこびーヤングメール	県警ホームページ内
茨城	少年相談コーナー	029-231-0900	岡山	ヤングテレホン・いじめ110番	086-231-3741
"	少年相談コーナー	県警ホームページ内	"	ヤングメール	県警ホームページ内
栃木	ヤングテレホン	0120-87-4152	広島	ヤングテレホン広島	082-228-3993
群馬	少年相談電話	027-289-6610	"	ヤングメール	県警ホームページ内
"	メール相談	県警ホームページ内	山口	ヤングテレホン/やまぐち(警察本部代表)	083-933-0110
埼玉	ヤングテレホンコーナー	048-861-1152	徳島	ヤングテレホン	088-625-8900
千葉	ヤング・テレホン	0120-783-497	"	いじめホットライン	088-623-7324
神奈川	ユーステレホンコーナー	045-641-0045	香川	少年相談専用電話(少年サポートセンター)	087-837-4970
"	"	0120-45-7867	"	少年相談専用電話(中部少年サポートセンター)	0877-33-3015
新潟	新潟少年サポートセンター	025-285-4970	愛媛	少年相談(警察本部代表)	089-934-0110
"	長岡少年サポートセンター	0258-36-4970	高知	ヤングテレホン	088-822-0809
山梨	ヤングテレホンコーナー	0120-31-7867	福岡	中央少年サポートセンター	092-588-7830
"	メール相談	県警ホームページ内	"	少年相談案内	県警ホームページ内
長野	ヤングテレホン	026-232-4970	佐賀	ヤングテレホン	0120-29-7867
"	メール相談	県警ホームページ内	長崎	ヤングテレホン	0120-786-714
静岡	少年相談専用電話	担当地区別に県下6回線	"	メール相談	県警ホームページ内
"	メール相談	県警ホームページ内	熊本	肥後っ子テレホン	0120-02-4976
富山	ヤングテレホンコーナー	0120-873-415	"	(肥後っ子サポートセンター)	096-384-4976
"	メール相談	県警ホームページ内	"	メール相談	県警ホームページ内
石川	ヤングテレホン	0120-497-556	大分	ヤングテレホン	097-532-3741
"	いじめ110番	0120-617-867	"	メール相談	県警ホームページ内
福井	ヤングテレホン	0120-783-214	宮崎	ヤングテレホン	0985-23-7867
岐阜	ヤングテレホンコーナー	0120-783-800	鹿児島	ヤングテレホン	099-252-7867
"	少年相談受付	県警ホームページ内	"	ヤングメール	県警ホームページ内
愛知	ヤングテレホン	052-764-1611	沖縄	ヤングテレホン	0120-276-556
"	ヤングテレホンEメール相談	県警ホームページ内	"	メール相談 SOS	県警ホームページ内

宝くじは、 みんなの暮らしに 役立っています。



移動採血車



ピクニックテーブル



宝くじドリームジャンボ絵本



宝くじ桜



消防団防災学習・災害活動車両



一輪車



パブリックアート



フラワープランター



検診車

宝くじは、少子高齢化対策、災害対策、公園整備、教育及び
社会福祉施設の建設改修などに使われています。

一般財団法人日本宝くじ協会は、宝くじに関する調査研究や公益法人等が行う
社会に貢献する事業への助成を行っています。

一般財団法人
日本宝くじ協会
<https://jla-takarakuji.or.jp/>

